

(訳文)

防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定

日本国政府及びイタリア共和国政府（以下「両締約国政府」という。）は、

安全保障の分野において両締約国政府の間に存在する協力関係に留意し、

二千十六年六月七日に発効した情報の保護に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定を認識し、

二千十四年五月六日の日本国と北大西洋条約機構との間の国別パートナーシップ協力計画を考慮し、

両締約国政府が参加する防衛装備品及び技術の分野における協力が国際の平和及び安全に寄与することを希望し、

防衛装備品及び技術の移転を規律すべき条件を定める必要があることを認識して、

次のとおり協定した。

第一条

1 各締約国政府は、自国の関係法令及びこの協定の規定に従い、2の規定に従って決定される共同研究、共同開発及び共同生産に係る事業又は安全保障及び防衛協力の強化のための事業を実施するために必要な防衛装備品及び技術を他方の締約国政府の使用に供する。

2 共同研究、共同開発及び共同生産に係る個別の事業又は安全保障及び防衛協力の強化のための個別の事業は、両締約国政府により、商業的採算又はそれぞれの国の安全保障を含む各種の要素を考慮して決定され、外交上の経路を通じて確認される。

第二条

1 前条2の規定に従って決定される事業のために移転される防衛装備品及び技術を決定する機関として合同委員会を設置する。

2 合同委員会は、二の国別委員部で構成する。

日本側委員部は、次の者で構成する。

防衛省の一の代表者

外務省の一の代表者

経済産業省の一の代表者

イタリア側委員部は、次の者で構成する。

国防省の二の代表者

外務国際協力省の一の代表者

3 移転される防衛装備品及び技術を決定するために必要な関連情報は、外交上の経路を通じて国別委員部に伝達される。

4 移転される防衛装備品及び技術は、3の規定に従って伝達された関連情報に基づき、合同委員会により決定される。

5 この協定を実施するため、特に、移転される防衛装備品及び技術、移転の当事者となる者並びに移転の詳細な条件を定める細目取極が、両締約国政府の権限のある当局の間で行われる。日本国政府の権限のある当局は、防衛省及び経済産業省とする。イタリア共和国政府の権限のある当局は、国防省とする。

第三条

1 各締約国政府は、他方の締約国政府から移転される防衛装備品及び技術を、国際連合憲章の目的及び原則並びに細目取極において決定する他の目的に適合する方法で効果的に使用するものとし、いずれの一方の締約国政府も、当該防衛装備品及び技術を他の目的のために転用してはならない。

2 各締約国政府は、この協定に基づいて移転される防衛装備品及び技術に係る権原又は占有権を、当該防衛装備品及び技術を移転した締約国政府の事前の同意を得ないで、自国政府の職員若しくは自国政府から委託を受けた者（契約者及び下請契約者を含む。）以外の者又は他の政府に移転してはならない。

第四条

各締約国政府は、自国の関係法令及び両締約国政府の間の他の適用可能な国際約束に従い、この協定に基づいて他方の締約国政府から移転される秘密情報を保護するための必要な措置をとる。

第五条

この協定及びこの協定に基づいて行われる全ての取極は、それぞれの国の関係法令及び予算に従って実施される。

第六条

この協定及びこの協定に基づいて行われる全ての取極の解釈又は適用に関するいかなる事項も、両締約国政府の間の協議によつてのみ解決されるものとする。

第七条

1 この協定は、両締約国政府がこの協定の効力発生に必要な自己の内部手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日に効力を生ずる。

2 この協定は、両締約国政府間の書面による合意により改正することができる。この協定の改正は、この協定の効力発生のための手続と同様の手続に従う。

3 この協定は、五年間効力を有し、その後は、一方の締約国政府が他方の締約国政府に対しこの協定を終了させる意思を九十日前に外交上の経路を通じて書面により通告しない限り、毎年自動的に延長される。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十七年五月二十二日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

岸田文雄

イタリア共和国政府のために

ロベルト・ピノッティ